平成27年3月30日

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

号 外(2)

目 次 教育委員会規則 ○地方教育行政の組織及び軍営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関 係規則の整備に関する規則 1 ○富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 4 ○富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則の一部を改正する規則 6 教育委員会告示 ○富山県教育委員会陳情取扱要綱の一部改正 7 教育委員会訓令 ○富山県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令 8 ○富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 9 ○富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令 10 ○富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令 11

>規 規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月30日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会規則第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係規則の整備に関する規則

(富山県教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 富山県教育委員会会議規則(昭和31年富山県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第2項及び第5項、第6条第2項、第7条並びに第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

第10条中「第13条第6項ただし書」を「第14条第7項ただし書」に改める。 第12条中「委員長」を「教育長」に改める。

第13条の見出し中「会議録」を「議事録」に改め、同条第1項中「会議録」を「議事録」に、「委員長が、事務局職員の中から教育長が指定する者」を「教育長が事務局職員の中から指定する者」に改め、同条第2項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条第3項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 教育長は、議事録に署名した後、これを公表するよう努めなければならない。 第14条中「委員長」を「教育長」に改める。

(富山県教育委員会傍聴規則の一部改正)

第2条 富山県教育委員会傍聴規則(昭和63年富山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第4条第3号、第5条第1項第4号及び第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第6条中「第13条第6項ただし書」を「第14条第7項ただし書」に改める。

第7条及び第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

(富山県教育委員会公告式規則の一部改正)

第3条 富山県教育委員会公告式規則(昭和31年富山県教育委員会規則第5号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第1項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」 に改める。

(富山県教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 富山県教育委員会公印規則(昭和63年富山県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、委員長印、委員長職務代理者印又は教育長印」を「、教育長印又 は教育長職務代理者印」に改める。

別表中

職印	委員長印	方26
	委員長職務代理者印	方26
	教育長印	方26
	教育長職務代理者印	方26
	教育次長印	方26
	室課の長印	方20
	出先機関等の長印	方20
	出先機関等の長事務代理印	方20」

を

職印	教育長印	方26
	教育長職務代理者印	方26
	教育次長印	方26
	室課の長印	方20
	出先機関等の長印	方20
	出先機関等の長事務代理印	方20

に改める。

(教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第5条 教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和34年富山県教育委員会規則 第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条第1項第6号中「教育長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。 第3条第2項を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(報告)

第4条 教育長は、第2条第1項の規定により委任された事務のうち教育長又は

教育委員が必要と認めるものについて、その管理及び執行の状況を定期的に教育委員会の会議に報告しなければならない。

2 教育長は、前条の規定により臨時代理したときは、その処置を次の教育委員 会の会議に報告しなければならない。

(富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第6条 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年富山 県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年3月30日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会規則第7号

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則(平成11年富山県教育委員会規則第3号)の一部 を次のように改正する。

目次中「第12款 体育施設(第56条・第57条)」を削る。

第5条の表中

Γ	県立学校課	教育改革推進班 学事係 高校教育係 特別支援教育係
	小中学校課	福祉係 教育指導係 児童生徒育成係
	スポーツ・保健課	派遣スポーツ主事班 食育安全班 富山マラソン推進班
		管理係 生涯スポーツ係 競技スポーツ係 体育指導係

を

Γ	県立学校課	教育改革推進班 特別支援教育班 学事係 高校教育係
	小中学校課	教育力向上班 管理係 児童生徒育成係
	保健体育課	派遣スポーツ主事班 食育安全班 厚生係 学校体育係

に改める。

第10条第15号から第18号までを削る。

第12条の見出し及び同条中「スポーツ・保健課」を「保健体育課」に改め、同条第1号中「体育・スポーツ(レクリエーションを含む。以下同じ。)の普及振興」を「学校体育」に改め、同条中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号から第10号までを削り、同条第11号中「体育・スポーツ団体」を「学校体育団体」に改め、同号を同条第3号とし、同条第12号から第18号までを8号ずつ繰り上げ、同条に次の4号を加える。

- (11) 事務局等職員及び教職員の福利厚生に関すること。
- (12) 公立学校共済組合に関すること。
- (13) 教職員住宅に関すること。
- (14) 教職員の互助団体に関すること。

第15条の表富山県社会教育委員の項中「教育長を経て」を削り、同表富山県スポーツ推進審議会の項を削る。

第16条第11号を削る。

第17条第6号中「体育・スポーツ」を「学校体育」に改める。

第20条第2項第6号中「体育・スポーツ」を「学校体育」に改め、同項第7号中「体育・スポーツ団体」を「学校体育団体」に改める。

第56条及び第57条を次のように改める。

第56条及び第57条 削除

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第59条第1項の表中「補佐し、教育長に事故があるときは、その職務を代行する。」 を「補佐する。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてスポーツ・保 健課の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、保健体育課の職員とな るものとする。
- 3 施行日の前日においてスポーツ・保健課の主幹、副主幹、主任社会教育主事、 副係長、主任、指導主事、社会教育主事又は主事の職にあった者は、別に辞令を 発せられない限り、保健体育課の主幹、副主幹、主任社会教育主事、副係長、主 任、指導主事、社会教育主事又は主事の職を命ぜられたものとする。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
スポーツ・保健課長	保健体育課長
スポーツ・保健課長補佐	保健体育課長補佐
スポーツ・保健課派遣スポーツ主事班長	保健体育課派遣スポーツ主事班長
スポーツ・保健課食育安全班長	保健体育課食育安全班長
スポーツ・保健課管理係長	保健体育課厚生係長
スポーツ・保健課体育指導係長	保健体育課学校体育係長

(教・教育企画課)

富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則の一部を改正する規則を次のように 定め、公布する。

平成27年3月30日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会規則第8号

富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会教職員等永年勤続表彰規則(昭和45年富山県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「には、」の次に「本県が設立した一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役職員として在職した期間(任命権者の要請を受けて当該地方独立行政法人の役職員となるため退職した職員である場合に限る。)及び」を加える。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県教育委員会告示第6号

富山県教育委員会陳情取扱要綱の一部改正について

富山県教育委員会陳情取扱要綱(平成7年富山県教育委員会告示第2号)の一部 を次のように改正する。

平成27年3月30日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

第2条中「を通じて行う」を「に提出する」に改める。

第3条を削る。

第4条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第4条とする。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

富山県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公布する。

平成27年3月30日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第3号

本 庁 出先機関 教育機関

富山県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会公印管理規程(昭和63年富山県教育委員会訓令第2号)の一部 を次のように改正する。

別表中

Γ	委員会印	委員長印	教育企画課長	教育企画課管理広報係長	
	委員長職務	8代理者印			
	教育長印	教育長職務			
	代理者印	教育次長印			١

を

Γ	委員会印 教育長印	教育企画課長	教育企画課管理広報係長	
	教育長職務代理者印			
	教育次長印			ا

に改める。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公布す る。

平成27年3月30日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第4号

本 庁 出先機関 教育機関

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程(昭和63年富山県教育委員会訓令第1号)の一部 を次のように改正する。

別表第1の1共通専決事項(1)の表室課長専決事項の欄中第7号を削り、第8号を 第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の4特定専決事項の表教育企画課の項室課長専決事項の欄第6号中「合 併の認可、」及び「、基本財産処分の承認、解散の承認等」を削り、同表小中学校 課の項室課長専決事項の欄中第6号から第8号までを削り、同表スポーツ・保健課 の項を次のように改める。

保健体 (1) 県立学校の学校医、学校歯科医 育課 及び学校薬剤師の嘱託及び手当に 関すること。 (2) 事務局等職員及び県立学校職員 の被服貸与に関すること。 (3) 教職員の健康診断の実施に関す ること。 (4) 教職員住宅入居者の決定に関す ること。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公布す る。

平成27年3月30日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第5号

本 庁 出先機関 教育機関

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程(昭和63年富山県教育委員会訓令第1号)の一部 を次のように改正する。

第27条第3項第2号中「暦年」を「条例、規則、告示及び訓令にあつては暦年に、 指令及び施行する一般文書にあつては会計年度」に改め、同項第3号中「前年」を 「前年度」に、「暦年」を「会計年度」に改める。

第28条第3号中「、委員長名」を削る。

第38条を次のように改める。

(県報登載文書の送付)

- 第38条 県報に登載を要する文書は、登載を希望する日の5日前までに、その原稿 を知事部局経営管理部文書総務課長(以下「文書総務課長」という。)に送付し なければならない。この場合において、富山県の休日を定める条例(平成元年富 山県条例第1号)第1条第1項に規定する休日は、日数に算入しない。
- 2 県報に登載を要する事項が著しく多数となることがあらかじめ予想される場合 は、文書総務課長は、前項の規定にかかわらず、原稿の提出日を繰り上げること ができる。

別表第1中「委員長」を「教育長」に改める。

別表第2の本庁の公文書の記号の表中

スポーツ・保健課 ス保 を

No. 11 13 Mg

に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の富山県教育委員会文書管理規程(次項において「新訓 令」という。)第27条第3項第2号及び第3号の規定の適用については、平成27 年1月1日から平成28年3月31日までを一会計年度とみなす。
- 3 平成27年1月1日前の文書と同一の番号を用いる場合については、新訓令第27 条第3項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(教・教育企画課)

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公布する。 平成27年3月30日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第6号

県立学校

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程(平成4年富山県教育委員会訓令第6号)の一部を次 のように改正する。

第24条第2項第2号中「暦年」を「会計年度」に改め、同項第3号中「前年」を 「前年度」に、「暦年」を「会計年度」に改め、同条第3項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この訓令による改正後の富山県立学校文書管理規程(次項において「新訓令」 という。)第24条第2項第2号及び第3号の規定の適用については、平成27年1 月1日から平成28年3月31日までを一会計年度とみなす。
- 3 平成27年1月1日前の文書と同一の番号を用いる場合については、新訓令第24 条第2項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。